

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

・県内で実施する住宅の新増築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
 ・事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
 ・詳細については、「**各お問合せ先**」へご連絡ください。

市町村名	事業名	対象工事種別						主な条件	助成金額 (円/単位)	補助メニュー ●：主なもの ○：関連するもの(条件・加算項目等)											お問合せ先			備考	他の補助事業等との併用の可否						
		新築	増築	改修	移転	解体	その他			子育て支援	移住・定住	バリアフリー	太陽光環境配慮	木材瓦利用促進	石州瓦利用促進	げけ地・急傾斜対策	耐震対策			空き家対策		下水・道路・宅地	担当課			電話番号	ホームページ				
																	耐震診断	補強計画	耐震改修	除却	ブロック塀							活用	除却	片付け	
島根県 ※県内全域が対象	しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業(子育て配慮改修)	●	●					・子育て世帯が居住する住宅 又は、子育て世帯が近居するその親世帯(祖父母)の住宅 ・耐震性を有する住宅又は耐震改修を行う住宅	対象工事費の1/4の額 (上限25万円/戸) ※条件により加算有 (最大75万円)	●																島根県 建築住宅課	0852-22-5226	https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/shienseido/shimane_tyojunosumai_reform_tyosei.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
	しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業(バリアフリー改修)	●	●					・60歳以上の方又は身体障がいのある方が居住する住宅 ・耐震性を有する住宅又は耐震改修を行う住宅 ・バリアフリー改修後、一定の整備基準に適合すること	対象工事費の1/4の額 (上限25万円/戸) ※条件により加算有 (最大75万円)	○	●															島根県 建築住宅課	0852-22-5226	https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/shienseido/shimane_tyojunosumai_reform_tyosei.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
	県産木材建築利用促進事業(住宅建築支援)	●	●					・「しまねの木」活用工務店に認定された工務店 ・1戸当たりの県産木材(しまねの木認証材)を標準木材使用量(※)の60%以上使用した木造住宅	上限額【新築】37.5万円 【増改築】20万円 一戸あたりの県産木材(しまねの木認証材)使用割合による 80~100%の部分:5万円/㎡ 70~80%までの部分:3万円/㎡ 60~70%までの部分:2万円/㎡ 60%未満の部分:対象外					●												島根県 林業課 木材振興室	0852-22-6749	http://shimane-mokuzai.jp/riyosokushin1.html	「住宅所有者」ではなく「工務店向け」の補助事業です。 (※)標準木材使用量:建物の構造別、延床面積の規模別に定めた木材使用量	要相談	
	県産木材建築利用促進事業(非住宅建築物建築支援)	●						・「しまねの木」活用工務店に認定された工務店 ・1棟当たりの県産木材(しまねの木認証材)を標準木材使用量(※)の60%以上使用した非住宅建築物	上限額【新築】100万円/棟 一戸あたりの県産木材(しまねの木認証材)使用割合による 80~100%の部分:5万円/㎡ 70~80%までの部分:3万円/㎡ 60~70%までの部分:2万円/㎡ 60%未満の部分:対象外					●												島根県 林業課 木材振興室	0852-22-6749	http://shimane-mokuzai.jp/riyosokushin2.html	「住宅所有者」ではなく「工務店向け」の補助事業です。 (※)標準木材使用量:建物の構造別、延床面積の規模別に定めた木材使用量	要相談	
	県産木材建築利用促進事業(非住宅建築物設計支援)						●	・「しまねの木」活用建築士に認定された建築士 ・1棟当たりの県産木材(しまねの木認証材)を標準木材使用量(※)の60%以上使用した非住宅建築物の設計・監理 ・県産木材利用のモデル的事例として認めるもの	木工事費の8.75%以内 上限額 100万円/棟					●												島根県 林業課 木材振興室	0852-22-6749	http://shimane-mokuzai.jp/riyosokushin3.html	「住宅所有者」ではなく「建築士向け」の補助事業です。 (※)標準木材使用量:建物の構造別、延床面積の規模別に定めた木材使用量	要相談	
	県産木材建築利用促進事業(県産木材使用割合向上支援)						●	・「しまねの木」活用工務店に認定された工務店 ・木造住宅に使用する県産木材の量を前年度より「5%以上」引き上げる工務店	県産木材の使用割合向上につなげる工務店の取組にかかる経費の1/2以内 上限額 100万円/社 (例)県産木材製品利用促進の社員研修会、構造見学会、販促ツール作成など					●													島根県 林業課 木材振興室	0852-22-6749	http://shimane-mokuzai.jp/riyosokushin4.html	「住宅所有者」ではなく「工務店向け」の補助事業です。 (※)標準木材使用量:建物の構造別、延床面積の規模別に定めた木材使用量	要相談
島根県地域優良賃貸住宅整備事業	●	●	●				・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けた住宅であること ・住宅の戸数が5戸以上であること ・準耐火構造以上とすること	【民間事業者等】 サービス付き高齢者向け住宅の建設に係る費用の1/5に相当する額又は1戸あたりの補助額が200万円を超える場合は、1戸当たり200万円 【公社等】 サービス付き高齢者向け住宅の建設等に係る費用の1/3に相当する額														●				島根県 建築住宅課	0852-22-5226	https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/build/itaku/tyo/	前年度の9月末までに計画書の提出が必須	否	
松江市	松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業						●	・自ら所有し居住する市内の住宅等(新築既築ともに可)に、新たに再生可能エネルギー機器を設置する人。または設置された建物を購入する人 ・自ら所有し自己の事業のために用いる市内の店舗等(新築既築ともに可)に、新たに再生可能エネルギー機器を設置する法人 ・家庭用燃料電池(エネファーム)および蓄電池設備については、リース等により対象設備の買付を行う法人 ・連帯住宅などの設備付き住宅も可。ただし未使用品(太陽光発電システムについては、電力会社と系統連系していないもの)に限る	【太陽光発電システム】 住宅用にあつては太陽電池の最大出力に3万円を乗じて得た額(上限:12万円) 事業用にあつては太陽電池の最大出力に12,500円を乗じて得た額(上限:5万円) 【ベレットストーブ】 設置費の1/5の額(上限:6万円) 【薪ストーブ】 設置費の1/5の額(上限:10万円) 【太陽熱利用設備】 設置費の1/2(上限30万円) 【家庭用燃料電池システム】 設置費の1/10(上限:14万円) 【蓄電池設備】 設置費(上限10万円)					●													松江市 環境エネルギー課	0852-55-5271	https://www.city.matsue.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/ko-mi_kankyo_net/eko_kankyochozen/11/6011.html		要相談
松江市	松江市がけ地近接等危険住宅移転関係事業				●	●	・S35.10.4以前に建てられた住宅で、がけの上端(下端)からの水平距離ががけの高さの1.5倍以内に建つもの、かつその後増築改築がないもの ・土砂災害特別警戒区域の指定された際に既に建っている当該区域内にある住宅	除却:上限975千円、建物助成:上限7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)						●											松江市 建築審査課	0852-55-5347	https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/kenchiku/7878.html	予算に達した時点で受付終了	要相談		
松江市	松江市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業			●			・土砂災害特別警戒区域内に建つ居住用の住宅	解体費用の23%を助成 設計費上限100千円、工事費上限1,100千円、解体費上限500千円						●												松江市 建築審査課	0852-55-5347	-	予算に達した時点で受付終了	要相談	
松江市	松江市木造住宅耐震診断事業及び松江市木造住宅耐震診断士派遣事業					●	・S56.5.31以前に着工し、増築がないもの ・S56.5.31以前に着工し、その後構造上別棟の工事に着手している場合、既存部分に限り対象	診断費用の33/40(上限33千円) もしくは 診断士派遣費用として33千円を助成(7千円自己負担)							●											松江市 建築審査課	0852-55-5347	https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/kenchiku/8/2/1/index.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
松江市	松江市木造住宅耐震改修事業(補強計画)				●		・S56.5.31以前に着工し、増築がないもの ・S56.5.31以前に着工し、その後構造上別棟の工事に着手している場合、既存部分に限り対象 ・上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅	対象経費の2/3を助成(上限400千円)							●											松江市 建築審査課	0852-55-5347	https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/kenchiku/8/2/1/index.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
松江市	松江市木造住宅耐震改修事業(耐震改修)			●			・S56.5.31以前に着工し、増築がないもの ・S56.5.31以前に着工し、その後構造上別棟の工事に着手している場合、既存部分に限り対象 ・上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅で、1.0以上とするための改修工事	改修費用(上限34,100円/㎡)の23%上限750千円を助成(中心市街地経街路沿線は30%上限1,000千円)							●											松江市 建築審査課	0852-55-5347	https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/kenchiku/8/2/1/index.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
松江市	松江市木造住宅耐震改修事業(解体)				●		・S56.5.31以前に着工し、増築がないもの ・S56.5.31以前に着工し、その後構造上別棟の工事に着手している場合、既存部分に限り対象 ・上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅	解体費用(上限34,100円/㎡)の23%を助成(中心市街地経街路沿線は1.0以上とするための改修工事) 成(中心市街地経街路沿線は1.0以上とするための改修工事) 円、その他は上限280千円)							●											松江市 建築審査課	0852-55-5347	https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/kenchiku/8/2/1/index.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
松江市	松江市ブロック塀等安全確保事業					●	・小中学校の通学路の沿道に設置され、通学路に面しているもの ・ブロック塀の高さが0.8mを超えるもので、建築士等により耐震性がないと判断されたもの ・建築基準法(525年法律第201号)に違反していないもの	対象経費の2/3 1敷地当たり上限264千円												●						松江市 建築審査課	0852-55-5347	https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/kenchiku/8/1/6382.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
松江市	松江市子育て世帯定住団地取得支援補助金	●					・子育て世帯が松江市が所有する対象団地内(宮谷グリーンタウン、マリントウン加納)の宅地を購入又は借地し、当該宅地に自己居住用の住宅を建築した際に補助するもの	100万円(U・Jターン者は、150万円)	●	●																松江市 住宅政策課	0852-55-5344	https://www.city.matsue.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/su-mai/6/index.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
松江市	松江市空き家再生等推進事業			●			・空き家を地域活性化に資する目的で活用(集会所など)するための改修であること ・S56.6.1以降に着工した建物 ・S56.5.31以前に着工された建物でS56.6.1以降の耐震基準と同等の耐震性を有する建物(耐震性を有するための改修を行うものも含む)	対象経費の2/3 改修のみの場合上限700千円 耐震改修を併せて行う場合上限1,400千円													●					松江市 住宅政策課	0852-55-5346	https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/tosiseibibu_lutakuseisakuka/sumai/3/1022.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	

- 子育て支援
- 移住定住
- バリアフリー
- 太陽光環境配慮
- 木材瓦利用
- がけ地対策
- 耐震対策
- 空き家対策
- その他

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

・県内で実施する住宅の新築築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
 ・事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
 ・詳細については、「**各お問合せ先**」へご連絡ください。

市町村名	事業名	対象工事種別						主な条件	助成金額 (円/単位)	補助メニュー											お問合せ先			備考	他の補助事業等との併用の可否							
		新築	増築	改修	移転	解体	その他			●：主なもの ○：関連するもの(条件・加算項目等)											担当課	電話番号	ホームページ									
										子育て支援	移住定住	バリアフリー	太陽光環境配慮	木材瓦利用	がけ地対策	耐震対策	空き家対策	石州瓦利用促進	木材利用促進	太陽光・環境配慮						耐震診断	補強計画	耐震改修	除却	ブロック塀	活用	除却
松江市	松江市中古木造住宅改修及び除却支援事業			●		●		・築後20年以上経過した中古木造住宅を購入し、自己居住用住宅とするためのリフォーム又は建替え工事であること ・取得してから1年以内に行う工事で、申請年度の12月28日までに工事が完了すること	改修：対象経費の10%(上限20万円) 除却：対象経費の2/3(上限50万円) <small>いずれも11リターン者には上乗せあり</small>																		松江市 住宅政策課	0852-55-5346	https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/tps/seibibu_lutakuseisakuka/sumai/3/823.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
松江市	松江市小規模団地住宅整備事業					●		・居住誘導区域内においては、1件以上の空き家の除却が必須 ・団地内道路は都市計画法及び建築基準法の基準に準拠したもの	対象経費の1/2 道路等整備：上限100万円 空き家除却：上限50万円																		松江市 住宅政策課	0852-55-5346	-	予算に達した時点で受付終了	要相談	
出雲市	出雲市移住促進住まいづくり助成金	●						・リターン世帯(市外に5年以上在住)で出雲市に転入して3年以上 ・新婚・子育て・孫ターン世帯または市が定める地域の住宅 ・市内に本店または営業所がある事業所に発注するもの	固定資産税相当額 条件により 上限10万円(5年間)																			出雲市 縁結び定住課	0853-21-6629	https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1/68007277435/index.html		否
出雲市	出雲市自然豊かな地域住まいづくり助成金			●				・市が指定する地域に対象住宅を所有し、対象住宅にリフォーム後居住する ・市内に本店を有する事業者と契約し、工事を実施	工事費の10~30% 上限10~80万円																			出雲市 縁結び定住課	0853-21-6629	https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1/680064368789/index.html	予算に達した時点で受付終了	否
出雲市	出雲市再生可能エネルギー設備等導入補助金					●		・住宅用太陽光発電設備(最大出力の合計が10kw未満のもの) ・蓄電池設備(住宅用太陽光発電設備と同時に設置する場合も含む) ・太陽熱利用設備(ソーラーシステム) ・木質バイオマス熱利用設備 ・市内業者に発注するもの	太陽光：3万円/kw(上限12万円) 蓄電池：設置費用の全額(上限7万円) 太陽熱：設置費用の1/2以内(上限30万円) 木質バイオマス：購入費用の1/10以内の2倍の額(上限額15万円)				●															出雲市 環境政策課 ゼロカーボン推進室	0853-21-6741	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/15/8559674888/index.html		要相談
出雲市	出雲市産材を使用した住宅建築費補助金	●	●	●				【共通】・構造材に県産材を50%以上使用 ・木材の製材業者及び施工業者が出雲市内の事業所 【新築・増改築】構造材に出雲市産材を1㎡以上使用 【修繕・模様替え】50万以上の工事で出雲市産材を20万円以上使用	【新築・増改築】 市産木材の構造材への使用量2万円/㎡ (上限：新築20万円、増改築10万円) 【修繕・模様替え】 定額5万円					●														出雲市 森林政策課	0853-21-6996	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/13/03266862809/index.html		可
出雲市	がけ地近接等危険住宅移転事業	●			●	●		・市内のがけ地に建つ危険住宅の移転 ・S35.10.4以前に建築されたもので、かつその後増築改築がないもの	解体費 上限97.5万円 建物助成 上限465万円 敷地造成費 上限60.8万円 (※借入金の子子相当額)																			出雲市 建築住宅課	0853-21-6720	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/13/80595710982/index.html		否
出雲市	出雲市木造住宅耐震化促進事業(耐震診断)					●		・市内に存在する木造(一戸建てまたは併用)住宅 ・S56.5.31以前に着工	要した費用の2/3 上限6万円																			出雲市 建築住宅課	0853-21-6720	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/13/05012104695/index.html		要相談
出雲市	出雲市木造住宅耐震化促進事業(耐震補強計画)					●		・市内に存在する木造(一戸建てまたは併用)住宅 ・S56.5.31以前に着工 ・上部構造評点を1.0以上に向上させるための計画	要した費用の2/3 上限40万円																			出雲市 建築住宅課	0853-21-6720	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/13/05012104695/index.html		否
出雲市	出雲市木造住宅耐震化促進事業(耐震改修)					●		・市内に存在する木造(一戸建てまたは併用)住宅 ・S56.5.31以前に着工 ・耐震補強計画に基づき実施する工事	要した費用の2/3 上限80万円																			出雲市 建築住宅課	0853-21-6720	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/13/05012104695/index.html		否
出雲市	出雲市木造住宅耐震化促進事業(解体除却)					●		・市内に存在する木造(一戸建てまたは併用)住宅 ・S56.5.31以前に着工 ・上部構造評点を1.0未満だった住宅の除却	要した費用の2/3 上限40万円																			出雲市 建築住宅課	0853-21-6720	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/13/05012104695/index.html		否
出雲市	出雲市ブロック塀等安全確保事業				●	●		・コンクリートブロックまたは組構造で高さが0.8mを超えるものの除却、建替え ・避難路、小中学校の通学路等に面するもの ・建築士等の診断により危険と判定されたもの	要した費用の2/3 上限26.4万円																			出雲市 建築住宅課	0853-21-6720	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/15/53476525297/index.html		否
安来市	安来市再生可能エネルギー機器等設置費補助事業					●		・市内に原則として自らが所有し、居住する家屋に設置すること ・県内に本店、支店、営業所等を有する事業所から購入し、設置すること ・工事着工前であること(着工後の交付申請は、補助の対象外となります。)	【太陽光発電システム】 最大出力(小数点以下第3位を切捨)1kwあたり3万円。上限12万円。 【蓄電池】 7万円 (設置経費7万円以下の場合、その金額を限度)					●														安来市 環境政策課	0854-23-3098	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/gomi/ho/lo/taivo-hojo.html		要相談
安来市	安来市がけ地近接等危険住宅移転事業					●		・島根県建築基準法施行条例第4条で建築を制限している区域又は土砂災害特別警戒区域内に建つ既存不適格住宅	除却等費の上限 97.5万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/gake-iten.html		要相談
安来市	安来市がけ地近接等危険住宅移転事業					●		・島根県建築基準法施行条例第4条で建築を制限している区域又は土砂災害特別警戒区域内に建つ既存不適格住宅	建物助成費の上限 731.8万円 (建物 465万円 土地 206万円 敷地造成 60.8万円)																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/gake-iten.html		要相談
安来市	安来市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業				●			・土砂災害特別警戒区域内に存する居住の用に供する住宅 ・現に居住の用に供しているもの	設計費の23/100 上限10万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/dosyahokyou.html		要相談
安来市	安来市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業				●			・土砂災害特別警戒区域内に存する居住の用に供する住宅 ・現に居住の用に供しているもの	補強工事費の23/100 上限110万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/dosyahokyou.html		要相談
安来市	安来市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業				●			・土砂災害特別警戒区域内に存する居住の用に供する住宅 ・現に居住の用に供しているもの	解体工事費の23/100 上限50万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/dosyahokyou.html		要相談
安来市	安来市木造住宅耐震化等促進事業(耐震診断)					●		・昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の住宅(一戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗等併用住宅) ・現に居住の用に供していること ・在来軸組工法、伝統的構法、又は枠組壁工法	診断費用の9/10 上限6万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/mokuzo-taishinka.html		要相談
安来市	安来市木造住宅耐震化等促進事業(補強設計)					●		・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅 ・当該評点を1.0相当以上に向上させるための実施設計	設計費用の2/3 上限40万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/mokuzo-taishinka.html		要相談
安来市	安来市木造住宅耐震化等促進事業(耐震改修)					●		・耐震診断士が工事監理を行う工事	工事費(34,100円/㎡を限度)の23/100 上限83.8万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/mokuzo-taishinka.html		要相談
安来市	安来市木造住宅耐震化等促進事業(住宅修繕)					●		・耐震改修工事に併せて実施される住宅の機能の維持又は向上のために行う修繕工事	工事費の1/5 上限80万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/mokuzo-taishinka.html		要相談
安来市	安来市木造住宅耐震化等促進事業(解体助成)					●		・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅の全てを除却する工事	解体工事費の23/100 上限40万円																			安来市 建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/curashi/sumai/s/hien-seido/mokuzo-taishinka.html		要相談

子育て支援 ● 移住定住 ● バリアフリー ● 太陽光環境配慮 ● 木材瓦利用 ● げけ地対策 ● 耐震対策 ● 空き家対策 ● その他

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

・県内で実施する住宅の新増築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
 ・事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
 ・詳細については、「**各お問合せ先**」へご連絡ください。

市町村名	事業名	対象工事種別						主な条件	助成金額 (円/単位)	補助メニュー ●：主なもの ○：関連するもの(条件・加算項目等)											お問合せ先			備考	他の補助事業等との併用の可否					
		新築	増築	改修	移転	解体	その他			子育て支援	移住・定住	バリアフリー	太陽光・環境配慮	木材瓦利用促進	石州瓦利用促進	げけ地・急傾斜対策	耐震対策			空き家対策		下水・道路・宅地	担当課			電話番号	ホームページ			
																	耐震診断	補強計画	耐震改修	除却	ブロック塀							活用	除却	片付け
安来市	安来市ブロック塀等安全確保助成事業(除却・建替え)					●	●	・通学路に接する敷地に通学路に面して設置されたブロック塀等 ・高さが0.8mを超えるもの ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの	工事費(8万円/mを限度)の2/3 上限26.4万円																安来市建築住宅課	0854-23-3325	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/s-hien-seido/burrokubei.html	要相談		
安来市	安来市空き家改修事業						●	・「空き家バンク」に登録された空き家の、居住を目的とした改修	改修費の1/2 上限50~100万円																	安来市やすぎ暮らし推進課	0854-23-3059	http://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/shushoku/teiju/akiva-kaishu-hojokin.html	要相談	
安来市	安来市老朽危険建築物等除却助成事業(不良住宅)						●	・不良住宅で周辺への影響があるもの	解体工事費の4/5 上限100万円																	安来市 建築住宅課	0854-23-3343	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/s-hien-seido/rokyu-iokyo.html	否	
安来市	安来市老朽危険建築物等除却助成事業(空き家住宅)						●	・除却後の跡地が地域活性化のための計画利用に供されるもの	解体工事費の4/5 上限100万円																	安来市 建築住宅課	0854-23-3343	https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/sumai/s-hien-seido/rokyu-iokyo.html	否	
雲南市	子育て世帯定住宅地購入支援事業	●					●	・平成27年4月1日以降に新築又は購入し、定住する子育て世帯であること ・民間売買によって購入した市内の住宅地であること ・宅地購入後2年以内に住宅を新築又は購入すること	宅地購入価格の1/10 最大100万円	●	●														雲南市 うなん暮らし推進課	0854-40-1014	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/2020-0416-2045-63.html	要相談		
雲南市	雲南市三世同居促進支援事業 (「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業(子育て配慮改修)」へ上乗せ)		●	●				・子育て世帯を含む三世以上の世帯が対象 ・市内全域の住宅が対象 ・同居もしくは隣居(同一敷地内)する場合 ・市内業者による改修	改修費の1/3 上限30万円	●	●														雲南市 うなん暮らし推進課	0854-40-1014	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/2021-0829-1430-28.html	要相談		
雲南市	雲南市空き家改修事業 (「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業(子育て配慮改修)」へ上乗せ)		●	●				・子育て世帯が対象 ・空き家バンク登録物件 ・市内業者による改修	改修費の1/3 上限30万円	●	●														雲南市 うなん暮らし推進課	0854-40-1014	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/akivabanku/akivakaishuivouhojokin.html	新設	要相談	
雲南市	雲南市住宅改修費給付事業						●	・身体障害者手帳(下肢・体幹機能障害、移動機能障害)3級以上の者 ・居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費	対象経費の9/10 (上限20万円)																雲南市 長寿障がい福祉課	0854-40-1042	-	否		
雲南市	太陽光発電導入促進事業(住宅用)						●	・補助金の交付は1世帯1回限り ・太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナ定格出力の合計値が10kw未満	1kwあたり3万円 (パナソニック・三菱電機製品は4万円) 上限4kw															雲南市 環境政策課	0854-40-1033	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/2021-0310-1311-41.html	要相談			
雲南市	太陽光発電導入促進事業(事業所用)						●	・補助金の交付は1事業者1回限り ・太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナ定格出力の合計値が10kw未満	1kwあたり3万円 (パナソニック・三菱電機製品は4万円) 上限9.99kw															雲南市 環境政策課	0854-40-1033	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/2021-0310-1311-41.html	要相談			
雲南市	太陽光発電導入促進事業(蓄電池設備設置)						●	・太陽光電池に接続する未使用の定置型蓄電池で、1kw以上のものが電池であり、電力変換装置を備えていること	10万円 (設置経費が10万円より少ない場合は、その金額を限度とする)															雲南市 環境政策課	0854-40-1033	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/2021-0310-1311-41.html	要相談			
雲南市	雲南市木材利用促進事業	●	●					・市産材含む県産材を住宅に使用する構造材及び内外装材に50%以上使用した新築、増改築又は購入住宅 ・市産材を1㎡以上使用するもの ・交付決定となる年度の4月1日以降の実施で工事又は購入の場合は売買契約締結がその年度の3月20日までに完了	市産材1㎡当たり2万円 (1戸当たり上限30万円)																雲南市 林業振興課	0854-40-1056	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/sanzou/ringyou/2020-0330-1525-139.html	要相談		
雲南市	げけ地近接危険住宅移転事業						●	・県条例第2、4条の建築制限区域、土砂災害特別警戒区域内の住宅 ・昭和35年10月4日以前に建築された住宅	補助限度額 除却費：97.5万円、建設・購入・改修費： 利息額465万円、土地購入費：利息額206 万円、敷地造成費：利息額60.8万円																雲南市 建築住宅課	0854-40-1065	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/aid01.html	要相談		
雲南市	雲南市木造住宅耐震化等促進事業(耐震診断)						●	・市内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された住宅 ・島根県木造住宅耐震診断士が行うもの	診断費の9/10 (上限6万円)															雲南市 建築住宅課	0854-40-1065	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/aid03.html	要相談			
雲南市	雲南市木造住宅耐震化等促進事業(耐震改修)						●	・市内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された住宅 ・市内に本社を有する法人又は個人事業者が行うもの	改修費の80/100 (上限100万円)															雲南市 建築住宅課	0854-40-1065	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/aid03.html	要相談			
雲南市	雲南市木造住宅耐震化等促進事業(解体)						●	・市内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された住宅 ・市内に本社を有する法人又は個人事業者が行うもの	解体費の23/100 (上限40万円)															雲南市 建築住宅課	0854-40-1065	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/aid03.html	要相談			
雲南市	雲南市ブロック塀等安全確保事業						●	・小中学校が指定する通学路に面しているもの ・安全対策が必要と判断されたものの除却又は建替え ・市内に本社を有する法人又は個人事業者が行うもの	工事費又は8万円/mの低い額の2/3 (上限26.4万円)															雲南市 建築住宅課	0854-40-1065	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/kenchiku/burrokubei-anzenkakuho.html	要相談			
雲南市	土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業						●	・レッドゾーン指定前に建築されている住宅 ・建築基準法施行令第80条の3の規定に基づき補強される工事	補強設計費の23/100(上限10万円) 補強工事費の23/100(上限110万円) 補強に伴う解体工事費の23/100(上限50万円)															雲南市 建築住宅課	0854-40-1065	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/teiyuu/dosvasaikaikisenn.html	要相談			
雲南市	雲南市空き家片づけ事業						●	・空き家バンク登録物件 ・市内業者による片づけ	空き家の片づけ経費の1/2 上限5万円															雲南市 うなん暮らし推進課	0854-40-1014	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/akiva/akivatadukeijivou.html	要相談			
雲南市	雲南市危険空き家除却事業						●	・居住用の建築物で空き家であるもの ・不良住宅と判定された空き家で主たる構造が木造であるもの ・倒壊により幹線道路や通学路等に影響を及ぼすおそれがあるもの	対象経費(除却費用の8/10)の1/2 (上限50万円)															雲南市 都市計画課空き家対策室	0854-40-1066	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/sumai/akiva/2021-0802-0811-62.html	要相談			
奥出雲町	奥出雲町住宅整備支援事業	●						奥出雲町に居住する40歳以下の世帯が新築に要する経費の一部を助成 対象経費の1/4 基本額500千円 加算措置あり	最大1,300千円	○	●													奥出雲町 定住産業課	0854-54-2524	https://www.town.okuzumo.shimane.jp/	否			
奥出雲町	奥出雲町住宅整備支援事業		●	●				奥出雲町に居住する40歳以下の世帯が増改築に要する経費の一部を助成 対象経費の1/4 基本額300千円 加算措置あり	最大1,100千円	○	●													奥出雲町 定住産業課	0854-54-2524	https://www.town.okuzumo.shimane.jp/	否			
奥出雲町	奥出雲町新エネルギー設備導入促進事業						●	・屋根等の設置に適した、太陽光発電システムであるもの。 ・電力会社と電灯契約を結び、かつ、電力の受給契約が結ばれていること。 ・未使用品であること。(中古品は対象外とする。)	出力1kWあたり4万円 (上限4kW、16万円)															奥出雲町 環境政策課	0854-54-2510	https://www.town.okuzumo.shimane.jp/www/content/1001000000410/index.html	太陽光発電システム・LED照明機器・ A'レットフ・新ストフ'ほか	要相談		
奥出雲町	奥出雲町がけ地近接危険住宅移転事業	●					●	がけ地の崩壊等による危険が著しく、該当する区域に存在する既存不適格住宅又はこれらの区域に存在する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったもの。	上限 8,293千円															奥出雲町 建設課	0854-52-2675		要相談			

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

・県内で実施する住宅の新築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
・事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
・詳細については、「各お問合せ先」へご連絡ください。

Table with columns: 市町村名, 事業名, 対象工事種別, 主な条件, 助成金額(円/単位), 補助メニュー, お問合せ先 (担当課, 電話番号, ホームページ), 備考, 他の補助事業等との併用の可否. Rows include various municipalities like 奥出雲町, 飯南町, 大田市 and their respective housing support programs.

- 子育て支援
- 移住定住
- バリアフリー
- 太陽光環境配慮
- 木材瓦利用
- がけ地対策
- 耐震対策
- 空き家対策
- その他

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

・県内で実施する住宅の新増築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
 ・事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
 ・詳細については、「**各お問合せ先**」へご連絡ください。

市町村名	事業名	対象工事種別						主な条件	助成金額 (円/単位)	補助メニュー												お問合せ先			備考	他の補助事業等との併用の可否				
		新築	増築	改修	移転	解体	その他			子育て支援	移住・定住	バリアフリー	太陽光環境配慮	木材瓦利用促進	がけ地・急傾斜対策	耐震対策	空き家対策	担当課	電話番号	ホームページ										
大田市	大田市木造住宅等耐震化促進事業（補強計画）			●				・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅の評点を1.0相当以上に向上させる設計 ・建築士事務所に所属する一般建築士または耐震診断士がおこなうもの	対象経費の2/3 上限20万円																	大田市 建築営繕課	0854-83-8105	https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/22/06062/20114	予算に達した時点で受付終了	要相談
大田市	大田市木造住宅等耐震化促進事業（耐震改修）			●				・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅の評点を1.0相当以上に向上させる工事	対象経費の23/100 上限50万円																	大田市 建築営繕課	0854-83-8105	https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/22/06062/20114	予算に達した時点で受付終了	要相談
大田市	大田市木造住宅等耐震化促進事業（解体）					●		・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と判定された木造住宅を取壊し、更地とする工事	対象経費の23/100 上限30万円																	大田市 建築営繕課	0854-83-8105	https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/22/06062/20114	予算に達した時点で受付終了	要相談
大田市	大田市ブロック塀等安全確保事業					●	●	・ブロック塀等の高さが0.8メートルを超えるもの ・避難路（小学校の通学路）に面するもの ・建築士等の診断により危険と判定されたもの ・建築基準法に適合する又は既存不適合であるもの	対象経費の2/3 上限26、4万円																	大田市 建築営繕課	0854-83-8105	https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/22/06062/5967	予算に達した時点で受付終了	要相談
大田市	おおだに住もう移住者定住支援事業			●				・家財処分は空き家バンクに登録のある建物が対象 ・入居を希望するU/Tターン者 ・空き家の所有者等	対象経費の1/2 改修費：上限50万円 残存家財処分費：上限15万円											●					大田市 まちづくり定住課	0854-83-8172	https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/25b/28/317/16334	予算に達した時点で受付終了	否	
大田市	大田市不良空家等除却事業					●		・市内にある住宅（使用実態がない個人住宅） ・登記事項証明書に所有者以外の権利が設定されていない住宅（同意がある場合は除く） ・事前調査申請により不良空家の確認（判定）が必要 ・補助対象となる不良空家の全部を除却する工事 ・解体のできる資格を持った施工者が行う工事	対象経費の4/5 上限50万円																	大田市 建築営繕課	0854-83-8174	https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/22/06062/1690	事前調査申請により不良度を判定し、危険性の高いものから補助する	否
川本町	川本町住宅購入助成金（新築住宅の建築）	●					●	・新たに住宅を建築する ・新たに住宅を建築するための土地等購入する ・土地購入後、購入地の既存建物解体をする	建築費の1/10 (上限50万円) 土地購入費の1/2 (上限50万円) 解体撤去費の1/2 (上限50万円) ※別途加算条件有																	川本町まちづくり推進課	0855-72-0634	http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/doc/update/2799		否
川本町	川本町住宅購入助成金（中古住宅の購入）			●				・中古住宅を購入する ・中古住宅購入後に家屋改修をする	購入費の1/20 (上限50万円) 購入後の改修工事費の1/2 (上限250万円) ※別途加算条件有																	川本町まちづくり推進課	0855-72-0634	http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/doc/update/2799		否
川本町	川本町木造住宅耐震化促進事業						●	【耐震診断】 ・診断費の2/3を助成	診断費の2/3を助成 (50千円を上限)																	川本町町民生活課	0855-72-0632			否
川本町	川本町木造住宅耐震化促進事業						●	【耐震補強計画】 ・対象経費の2/3を助成	対象経費の2/3を助成 (400千円を上限)																	川本町町民生活課	0855-72-0632			否
川本町	川本町木造住宅耐震化促進事業						●	【耐震改修】 ・対象工事費の23%を助成	対象工事費の23%を助成 (800千円を上限)																	川本町町民生活課	0855-72-0632			否
川本町	空き家改修補助金			●				・対象者は、原則10年以上入居する見込みのある者に空き家を貸し出す所有者であること ・工事施工業者は、町内に事務所等を有する法人または個人事業者であること ・改修後の便所は、原則として水洗便所であること	改修工事の1/2 (上限350万円)																	川本町まちづくり推進課	0855-72-0634	http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/doc/update/2799		否
美郷町	美郷町重度障害者日常生活用具給付事業			●				・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者で障害程度等級3級以上の者（ただし特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上の者	上限20万円																	美郷町 健康福祉課	0855-75-1931	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp		要相談
美郷町	定住者用住宅改修事業			●				・美郷町内に住所を有する40歳以下の者 ・美郷町へ過去3年転入履歴がない者 ・美郷町へ転入後1年を経過していない者 等	改修費用が30万円以上の改修で 改修費1/2を補助 (上限50万)																	美郷町 美郷暮らし推進課	0855-75-1212	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp		要相談
美郷町	美郷町新エネルギー設備導入促進事業（太陽光発電設備・家庭用①）						●	・住宅又は事業所に設置すること	5万円/1kw 上限20万円																	美郷町 企画推進課	0855-75-1924	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp		要相談
美郷町	美郷町新エネルギー設備導入促進事業（太陽光発電設備・家庭用②）						●	・住宅又は事業所に設置すること ・低圧配電線と逆潮流有りて連系し、かつ太陽電池の最大出力の合計が10kw以下 ・設置する建物は、住居として使用している又は使用する予定のもの ・未使用品であること	6万円/1kw 上限24万円																	美郷町 企画推進課	0855-75-1924	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp	家庭用①（町単独）かつ記載の条件を満たせば適用	要相談
美郷町	美郷町新エネルギー設備導入促進事業（太陽光発電設備・事業用）						●	・住宅又は事業所に設置すること ・低圧配電線又は高圧配電線で連系されるものであること ・電力会社と電力供給契約が結ばれていること ・未使用品であること	基本額：5万円/1kw (上限20万円) 加算額：基本額の1/3以内																	美郷町 企画推進課	0855-75-1924	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp		要相談
美郷町	美郷町新エネルギー設備導入促進事業（太陽熱）						●	・住宅又は事業所に設置すること ・未使用品であること	①自然循環型太陽熱温水器を設置する場合：3万円 ②強制循環型ソーラーシステムを設置する場合：設置費の1/2以内（上限30万円）																	美郷町 企画推進課	0855-75-1924	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp		要相談
美郷町	美郷町新エネルギー設備導入促進事業（太木質バイオマス熱利用設備）						●	・住宅又は事業所に設置すること ・未使用品であること	基本額：設置費用の1/3以内 (上限20万円) 加算額：基本額の1/3以内																	美郷町 企画推進課	0855-75-1924	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp		要相談
美郷町	美郷町新エネルギー設備導入促進事業（風力発電、地中熱ヒートポンプ等）						●	・住宅、事業所又は共同利用施設の用に供するためのものであること	基本額：設置費用の1/3以内 (上限20万円) 加算額：基本額の1/3以内																	美郷町 企画推進課	0855-75-1924	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp		要相談
美郷町	美郷町新エネルギー設備導入促進事業（蓄電池設備）						●	・「太陽光発電設備・家庭用①②」と同時に設置すること ・蓄電容量が1.0kw以上で停電時等に必要に応じて電気を活用できること ・未使用品であること	10万円 (ただし、設置費用が10万円未満の場合は実額)																	美郷町 企画推進課	0855-75-1924	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp		要相談

- 子育て支援
- 移住定住
- バリアフリー
- 太陽光環境配慮
- 木材瓦利用
- がけ地対策
- 耐震対策
- 空き家対策
- その他

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

・県内で実施する住宅の新増築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
 ・事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
 ・詳細については、「**各お問合せ先**」へご連絡ください。

市町村名	事業名	対象工事種別						主な条件	助成金額 (円/単位)	補助メニュー											お問合せ先			備考	他の補助事業等との併用の可否						
		新築	増築	改修	移転	解体	その他			子育て支援	移住・定住	バリアフリー	太陽光環境配慮	木材瓦利用促進	がけ地・急傾斜対策	耐震対策	空き家対策	その他	担当課	電話番号	ホームページ										
美郷町	美郷町土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業			●		●		町内に存在する土砂災害特別警戒区域内にある住宅	補強設計：対象経費の23%で上限10万円 補強工事に要する工事：対象経費の23%で上限10万円 補強工事に要する解体：対象経費の23%で上限50万円																	美郷町 建設課	0855-75-1215	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp	要相談		
美郷町	美郷町木造住宅耐震化促進事業（耐震診断）						●	診断料の2/3を助成	一般6万円/精密8万円を上限																	美郷町 総務課	0855-75-1211	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp	要相談		
美郷町	美郷町木造住宅耐震化促進事業（耐震改修）			●				工事費の23%を助成	50万円を上限																	美郷町 総務課	0855-75-1211	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp	要相談		
美郷町	空き家利活用推進事業						●	空き家バンク登録物件で、かつ、賃貸又は売買契約が成立しているもの物件。	補助金額最大10万円 補助率10/10																	美郷町 美郷暮らし推進課	0855-75-1212	https://gov.town.shimane-misato.lg.jp	要相談		
邑南町	邑南町民間賃貸住宅建設（新築）支援事業	●						・町と10年間の管理協定を締結 ・町内業者による施工 ・入居対象：5年以上入居する見込みのある者	【戸建て】 事業費の1/2以内かつ、400万円以下/戸 【共同住宅等】 事業費の1/2以内かつ、350万円以下/戸																	邑南町 地域みらい課	0855-95-1117	なし	要相談		
邑南町	邑南町民間賃貸住宅建設（改修）支援事業			●				・町空き家バンク登録の空き家を賃貸住宅・移住定住促進住宅（お試し暮らし住宅、冬期間住宅）・シェアハウスに改修 ・町と10年間の管理協定を締結 ・町内業者による施工 ・入居対象：賃貸住宅/Uターン者や町に定住を希望する者（移住定住促進住宅・シェアハウス/各目的に合致する者）	事業費の1/2以内かつ、400万円以下/戸																		邑南町 地域みらい課	0855-95-1117	なし	要相談	
邑南町	邑南町太陽光発電システム等設置事業	●	●	●				・町内に自らが所有し、居住する家屋（別荘等、一時的に使用する家屋を除く）又は町内に自らが居住するために新築、改築する家屋に補助対象設備を設置する方。 ・町内に自らが居住するために、建売住宅供給者等から補助対象設備が備え付けられた家屋を購入する方。 ・町内の事務所又は事業所に補助対象要件を満たす太陽熱設備を設置する事業者の方。	【住宅用太陽光発電システム】 太陽電池の公称最大出力1.0kWあたり1万円（上限4万円） 【蓄電池設備】 設置経費（上限7万円） 【太陽熱設備】 設置費用の1/2以内（上限30万円）																	邑南町 地域みらい課	0855-95-1117	https://www.town.ohnan.lg.jp/www/contents/1525930590738/index.html	要相談		
邑南町	邑南町木造住宅耐震化促進事業（耐震診断）			●				・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て住宅 ・木造2階建て以下の住宅	補助対象経費の2/3 （上限5万円）																	邑南町 建設課	0855-95-1120	なし	要相談		
邑南町	邑南町木造住宅耐震化促進事業（補強計画）			●				・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て住宅 ・木造2階建て以下の住宅	補助対象経費の2/3 （上限40万円）																	邑南町 建設課	0855-95-1120	なし	要相談		
邑南町	邑南町木造住宅耐震化促進事業（耐震改修）			●				・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て住宅 ・木造2階建て以下の住宅	補助対象経費の23% （上限80万円、32、600円/円以内）																	邑南町 建設課	0855-95-1120	https://www.town.ohnan.lg.jp/www/contents/1611210877468/index.html	要相談		
邑南町	邑南町がけ地近接等危険住宅移転事業				●			がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある既存不適格住宅に代わる住宅の建設及び購入	除却費：97万5千円 建設費：465万円 土地購入費：206万円 敷地造成費：60万8千円 合計金額：829万2千円 上記金額を限度																	邑南町 建設課	0855-95-1120	https://www.town.ohnan.lg.jp/www/contents/1611186517802/index.html	要相談		
邑南町	邑南町土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業	●		●				・市内に存在する土砂災害特別警戒区域内にある住宅	補強設計：対象経費の23%で上限10万円 補強工事に要する工事：対象経費の23%で上限10万円 補強工事に要する解体：対象経費の23%で上限50万円																	邑南町 建設課	0855-95-1120	https://www.town.ohnan.lg.jp/www/contents/1611205891450/index.html	要相談		
邑南町	邑南町ブロック塀等安全確保事業				●	●		・島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に定める緊急輸送道路及び邑南町建築物耐震改修促進計画に定める避難路に面しているもの ・高さ0.8mを超えるもの ・点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの	除却又は建替えに要する費用の2/3 1m当たり8万円かつ1敷地当たり26万4千円が上限																	邑南町 建設課	0855-95-1120	未整備	否		
邑南町	邑南町跡地活用のための空き家解体支援事業					●		・空き家バンク登録1年以上経過かつ、昭和56年5月31日以前に工事着手された空き家の解体 ・跡地に1年以内に新築（住宅、店舗等）予定のある空き家 ・町内業者による施工（解体・新築ともに）	補助対象経費の10/10 （上限100万円）																	邑南町 地域みらい課	0855-95-1117	https://www.town.ohnan.lg.jp/www/contents/100100000509/index.html	要相談		
邑南町	邑南町空き家バンク活用促進事業					●		・空き家バンク登録時の残置物処分・ハウスクリーニング・適正管理・現況調査 ・空き家バンクに2年以上登録 ・町内業者による施工	補助対象経費の1/2 （上限：残置物処分10万円、 ハウスクリーニング10万円、 適正管理12万円、 現況調査10万円）																邑南町 地域みらい課	0855-95-1117	https://www.town.ohnan.lg.jp/www/contents/100100000509/index.html	要相談			
邑南町	おおなん未来につなぐ森づくり事業（木質バイオマス利用促進事業）					●		・町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する事業者 ・町内に設置するもので、本体価格が5万円以上、未使用品であり、かつリース品でないこと（中古品は対象外）。	薪ストーブ及び新ボイラーの設置支援 補助対象経費の1/2 （上限40万円）																	邑南町 産業支援課	0855-95-1116	https://www.town.ohnan.lg.jp/www/contents/1618805076151/index.html	要相談		
江津市	U・Iターンのための空き家改修費補助			●				・空き家を購入したU・Iターン者。 ・U・Iターン者に空き家を貸し出す所有者。 ・江津市空き家バンクに登録された空き家を江津市内業者により改修等行う場合	居住に要する部分の改修費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。 起業（業務）に要する部分の改修費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。																	江津市 地域振興課	0855-52-7926	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/3/1545.html	要相談		
江津市	江津市石州赤瓦利用促進事業	●	●	●				・江津市内において新築、増築、屋根替えの建築行為を行うものとする。 ・補助対象とする瓦は石州瓦（来待色等茶系統）とする。 ・屋根面への太陽光パネルの設置を行うもの以外とする。	【重点地区及び重点候補地区】 2000円/㎡、40万円を限度 【赤瓦景観保全地区】 1500円/㎡、30万円を限度 【一般地域】 750円/㎡、15万円を限度																	江津市 都市計画課	0855-52-7952	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/2489.html	要相談		
江津市	江津市がけ地近接等危険住宅移転事業				●			・がけ地の崩壊、土石流、雪崩及び地すべり等住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建つ住宅。	除却費：97万5千円 建設費：465万円 土地購入費：206万円 敷地造成費：60万8千円 合計金額：829万3千円 上記金額を限度																	江津市 都市計画課	0855-52-7490	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/11142.html	要相談		

- 子育て支援
- 移住定住
- バリアフリー
- 太陽光環境配慮
- 木材瓦利用
- がけ地対策
- 耐震対策
- 空き家対策
- その他

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

- 県内で実施する住宅の新築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
- 事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
- 詳細については、「**各お問合せ先**」へご連絡ください。

市町村名	事業名	対象工事種別						主な条件	助成金額 (円/単位)	補助メニュー											お問合せ先			備考	他の補助事業等との併用の可否				
		新築	増築	改修	移転	解体	その他			子育て支援	移住・定住	バリアフリー	太陽光環境配慮	木材瓦利用	がけ地・急傾斜対策	耐震対策			空き家対策		下水・道路・宅地	担当課	電話番号			ホームページ			
																耐震診断	補強計画	耐震改修	除却	ブロック塀							活用	除却	片付け
江津市	江津市木造住宅耐震化促進事業			●				・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅。 ・階数が2以下の木造住宅。 ・江津市に木造住宅を所有するもの。	一般耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、5万円を限度							●	○	○	○					江津市 都市計画課	0855-52-7490	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/10763.html		要相談	
江津市	江津市木造住宅耐震化促進事業			●				・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅。 ・階数が2以下の木造住宅。 ・江津市に木造住宅を所有するもの。	耐震補強計画に要する費用の3分の2以内の額とし、40万円を限度							○	●	○	○					江津市 都市計画課	0855-52-7490	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/10763.html		要相談	
江津市	江津市木造住宅耐震化促進事業			●				・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅。 ・階数が2以下の木造住宅。 ・江津市に木造住宅を所有するもの。	耐震改修に要する費用の100分の23以内の額とし、75万円を限度							○	○	●						江津市 都市計画課	0855-52-7490	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/10763.html		要相談	
江津市	江津市木造住宅耐震化促進事業					●		・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅。 ・階数が2以下の木造住宅。 ・江津市に木造住宅を所有するもの。	解体工事に要する費用の100分の23以内の額とし、40万円を限度							○	○	●						江津市 都市計画課	0855-52-7490	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/10763.html		要相談	
江津市	江津市ブロック塀等安全確保事業			●		●		・避難路に面して設置されたもの。 ・ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもの。 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。	補助対象工事に要する費用（ブロック塀1mあたり8万円を限度とする。）の3分の2以内の額とし、26万4千円を限度										●					江津市 都市計画課	0855-52-7490	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/14394.html		要相談	
江津市	江津市老朽危険空家除却支援事業					●		・1年以上居住、使用されていないもの ・主たる構造が木造の建築物 ・測定基準の不良度・危険度評点が100点以上の空き家	対象工事費の4/5 上限100万円											●				江津市都市計画課	0855-52-7951	http://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/24139.html		要相談	
江津市	江津市狭あい道路拡幅整備事業					●		・都市計画区域内の市道認定された狭あい道路。 ・後用地を無償で使用する事を承諾または、無償で提供できるもの。	分筆に係る測量・登記の費用：20万円を限度とする（無償提供の場合に限る）。 拡幅整備に必要な費用：30万円を限度とする。													●			江津市 都市計画課	0855-52-7490	https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/18/10708.html		要相談
浜田市	浜田市住宅リフォーム助成事業			●				・65歳以上の高齢者、身体障がい者、子育て世帯、またはU・Iターン者が居住する住宅 ・上記対象者に配慮した改修工事で20万円以上のもの ・市内業者が改修工事を行うもの	対象経費の10% 上限20万円 (39歳以下の場合： 対象経費の15% 上限40万円)	●	●	●												浜田市 建築住宅課	0855-25-9632	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1517898930132/index.html	予算に達した時点で受付終了	要相談	
浜田市	浜田市若者住宅取得支援事業補助金	●						・若者（39歳以下）による住宅取得（新築・購入）	対象経費の100分の2で上限40万円	●														浜田市 建築住宅課	0855-25-9630	https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1680659888737/index.html		要相談	
浜田市	浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金（住宅用太陽光発電設備）	●		●				・太陽電池およびパワーコンディショナーにより構成されるものであること ・太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電設備であること ・電力会社と電力供給契約を締結すること ・未使用品であること	太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり4万円（上限16万円）				●											浜田市 環境課 カーボンニュートラル推進室	0855-25-9008	https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1649122425996/index.html		要相談	
浜田市	浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金（蓄電池設備）	●		●				・住宅用太陽光発電設備と同時に設置する、又は上記の設備要件を満たす住宅用太陽光発電設備を既に設置していること ・蓄電容量が1kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、必要に応じて消費できる設備であること ・未使用品であること	設備の設置に要する費用以内の額 （上限14万円）				●											浜田市 環境課 カーボンニュートラル推進室	0855-25-9008	https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1649122425996/index.html		要相談	
浜田市	浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金（太陽熱利用設備）	●		●				・太陽熱を給湯・冷暖房などに利用する設備であること ・集熱器と貯湯部分が分離したソーラーシステムであること ・未使用品であること	設備の設置に要する費用の1/2以内の額 （上限30万円）				●											浜田市 環境課 カーボンニュートラル推進室	0855-25-9008	https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1649122425996/index.html		要相談	
浜田市	浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金（木質バイオマス熱利用設備）	●		●				・薪又はペレットを燃料として使用するストーブ ・薪ストーブは2次燃焼などにより排煙を減少させる構造のもの ・未使用品であること	設備の設置に要する費用の1/2以内の額 （上限30万円）				●											浜田市 環境課 カーボンニュートラル推進室	0855-25-9008	https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1649122425996/index.html		要相談	
浜田市	浜田市市産材住宅普及促進事業補助金	●						浜田市内に市産材（構造材）にあっては、県産材含む）を利用して住宅を新築する者。	5,000円/m ³ 6万円限度				●											浜田市 農林振興課	0855-25-9510	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1554961474835/index.html		要相談	
浜田市	浜田市市産材住宅建築奨励事業補助金	●						浜田市内に市産材（構造材）にあっては、県産材含む）を利用して住宅を新築する施工業者。	5,000円/m ³ 6万円限度				●											浜田市 農林振興課	0855-25-9510	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1554961474835/index.html		要相談	
浜田市	浜田市がけ地近接等危険住宅移転事業					●		・がけ地の崩壊等による危険が著しい区域にある既存不適格住宅 ・土砂災害特別警戒区域にある住宅	除去：975,000円上限 移転：7,227,000円上限 （土地購入、造成含む）						●									浜田市 建築住宅課	0855-25-9632	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001781/index.html	申請年度の前年度の9月30日までに事前の申出が必要	否	
浜田市	浜田市土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業			●				・市内に存在する土砂災害特別警戒区域内にある住宅	補強設計：対象経費の23%で上限10万円 補強工事に要する工事：対象経費の23%で上限110万円 補強工事に要する解体：対象経費の23%で上限50万円						●									浜田市 維持管理課	0855-25-9620		予算に達した時点で受付終了	否	
浜田市	浜田市木造住宅耐震化等促進事業（耐震診断）			●		●		・市内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの	対象経費の9/10 上限6万円						●									浜田市 建築住宅課	0855-25-9632	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001766/index.html	予算に達した時点で受付終了	否	
浜田市	浜田市木造住宅耐震化等促進事業（補強計画）			●				・市内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの	対象経費の2/3 上限40万円							●								浜田市 建築住宅課	0855-25-9632	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001766/index.html	予算に達した時点で受付終了	否	
浜田市	浜田市木造住宅耐震化等促進事業（耐震改修）			●				・市内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの	対象経費の23% 上限80万円									●						浜田市 建築住宅課	0855-25-9632	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001766/index.html	予算に達した時点で受付終了	否	
浜田市	浜田市木造住宅耐震化等促進事業（解体助成）					●		・市内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの	対象経費の23% 上限40万円									●						浜田市 建築住宅課	0855-25-9632	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001766/index.html	予算に達した時点で受付終了	否	
浜田市	浜田市ブロック塀等除却等事業					●		・ブロック塀の除却又はフェンス等への建替えが対象 ・不適合箇所の確認できるブロック塀 ・通学路に面している部分	以下の最も低い金額 対象経費の2/3 53,000円/m 上限20万円									●						浜田市 建築住宅課	0855-25-9632	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1548303677820/index.html	予算に達した時点で受付終了	否	
浜田市	浜田市吹付けアスベスト除去等支援事業					●		・「吹付けアスベスト」又は「アスベスト含有吹付けロックウール」の除去、封じ込め、囲い込みが対象 ・市内にある民間建築物が対象	対象事業費の2/3 上限500万円															浜田市 建築住宅課	0855-25-9632	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1548303677820/index.html	予算に達した時点で受付終了	否	

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

●補助メニュー

- 子育て支援, 移住定住, バリアフリー, 太陽光環境配慮, 木材瓦利用, げけ地対策, 耐震対策, 空き家対策, その他

- 県内で実施する住宅の新増築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
詳細については、「各お問合せ先」へご連絡ください。

Table with columns: 市町村名, 事業名, 対象工事種別, 主な条件, 助成金額(円/単位), 補助メニュー (子育て支援, 移住定住, バリアフリー, 太陽光環境配慮, 木材瓦利用, げけ地対策, 耐震対策, 空き家対策, その他), お問合せ先 (担当課, 電話番号, ホームページ), 備考, 他の補助事業等との併用の可否

- 子育て支援
- 移住定住
- バリアフリー
- 太陽光環境配慮
- 木材瓦利用
- がけ地対策
- 耐震対策
- 空き家対策
- その他

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

・県内で実施する住宅の新増築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
 ・事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
 ・詳細については、「**各お問合せ先**」へご連絡ください。

市町村名	事業名	対象工事種別						主な条件	助成金額 (円/単位)	補助メニュー ●：主なもの ○：関連するもの(条件・加算項目等)											お問合せ先			備考	他の補助事業等との併用の可否				
		新築	増築	改修	移転	解体	その他			子育て支援	移住・定住	バリアフリー	太陽光・環境配慮	木材瓦利用促進	がけ地・急傾斜対策	耐震対策	空き家対策	その他	担当課	電話番号	ホームページ								
益田市	狭い道路拡幅整備事業						●	・都市計画区域内の市道認定路線で、既存道路の境界線と道路中心線から2m後退した線とに囲まれた部分の敷地を無償提供する場合	・道路後退用地に係る分筆および登記費用(限度額20万円/件) ・道路後退用地内にある塙、門柱、門扉等、植栽等、擁壁等の除却費 ・道路後退用地内にある植栽等、上下水道施設、排水施設の移設費(限度額30万円/件)																● 益田市建設部土木課 維持管理室	0856-31-0629	https://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/karasagasa/ke-nsetsu/bu/goboku/kaiikanrshitsu/3/3225.html	予算に達した時点で受付終了	要相談
津和野町	津和野町障害者日常生活用具給付等事業			●				障がい者住宅で移動等円滑用の用具で設置に小規模な住宅改修費	原則1回(20万円を上限)			●													津和野町 健康福祉課	0856-72-0673	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談
津和野町	津和野町流域産木材を生かした木造住宅づくり支援事業	●						高津川流域産木材を利用して住宅の新築又は新築住宅を購入する者に対して、その住宅の取得等に要する費用の一部を補助	住宅の構造材に使用する流域産木材1㎡当たり2万円(30万円を上限)				●												津和野町 農林課	0856-72-0653	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談
津和野町	津和野町流域産木材を生かした木造住宅づくり支援事業		●	●				高津川流域産木材を利用して住宅の増築又は改築を行う者に対して、これに要する費用の一部を補助	住宅の構造材に使用する流域産木材1㎡当たり2万円(15万円を上限)				●												津和野町 農林課	0856-72-0653	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談
津和野町	津和野町流域産木材を生かした修繕・模様替え支援事業			●				高津川流域産木材を利用して住宅等の修繕・模様替えを行う者に対して、これに要する費用の一部を補助	事業費50万円以上の工事で、流域産木材を20万円以上使用し、使用樹種をスギ、ヒノキ、マツとする。(定額10万円)				●												津和野町 農林課	0856-72-0653	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談
津和野町	津和野町木造住宅耐震化促進事業			●				・町内に存在する木造住宅で、昭和56年5月末日以前の2階以下の木造住宅 ・町内に居住する者で、町税等を滞納していない者 ・耐震診断技術者等が診断を行う	診断費の2/3以内(90千円を上限)					●											津和野町 建設課	0856-74-0081	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談
津和野町	津和野町木造住宅耐震化促進事業			●				・町内に存在する木造住宅で、昭和56年5月末日以前の2階以下の木造住宅 ・町内に居住する者で、町税等を滞納していない者 ・耐震診断の結果、耐震性を高めるための耐震補強計画、耐震改修工事	対象工事費の23%以内(800千円を上限)						●									津和野町 建設課	0856-74-0081	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談	
津和野町	津和野町ブロック塀等耐震対策事業			●				・避難施設へ向かうための避難路又は通学路に面しているブロック塀等で、建築士等による診断で危険性のあるブロック塀等であること ・ブロック塀等の高さが80センチメートル以上で、同一敷地内は1回限り ・撤去工事は、施行業者が行うこと	対象工事費の2/3以内(264千円を上限)							●								津和野町 建設課	0856-74-0081	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談	
津和野町	津和野町空き家再生事業補助金			●				・津和野町空き家情報バンクの賃貸物件登録を10年間行う ・対象家屋の耐震性能の確認と実施 ・トイレ水洗化	工事費の4/5以内 上限960万円(耐震性能が確保されている場合、上限720万円)								●							津和野町 つわの暮らし推進課	0856-74-0092	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談	
津和野町	津和野町空き家改修事業補助金			●				・津和野町空き家情報バンクの賃貸物件	工事費の1/2以内 上限50万円									●						津和野町 つわの暮らし推進課	0856-74-0092	http://www.town.tsuwano.lg.jp		要相談	
津和野町	津和野町合併処理浄化槽設置整備事業	●	●	●				・新築及びリフォーム時の合併浄化槽の設置 ・専用住宅、併用住宅 ※販売目的で建設された住宅及び、賃貸住宅は対象外	5人槽：332,000円 7人槽：414,000円 など人槽区分により補助額を決定。														● 津和野町 環境生活課	0856-72-0309	http://www.tsuwano.net/www/contents/100000367000/index.html		要相談		
吉賀町	吉賀町住宅改修促進事業			●				・吉賀町建築推進協議会の会員を利用して町内で住宅改修を実施する者 ・本人及びその世帯が令和2年度以降にこの補助金の交付を受けていない者。ただし、交付の限度額を満たさない者はこの限りでない。 ・補助金は、該当する住宅に対して1回に限り交付する。	事業費300千円以上で2/10以内を助成(200千円を上限)			●												● 吉賀町 産業課	0856-79-2213	https://www.town.yoshika.lg.jp/sangyou/syokou/shoukoukannkei/okinn/yosikachoujuutakuajshuusokusinnijyoubuhojokinn.html		要相談	
吉賀町	吉賀町木造住宅耐震化促進事業			●				・町内に存在する木造住宅であり、継続して居住するものであること。	診断費の2/3を助成(90千円を上限)					●										吉賀町 税務住民課	0856-77-1113	掲載無し		可	
吉賀町	吉賀町木造住宅耐震化促進事業			●				・町内に存在する木造住宅であり、継続して居住するものであること。	対象工事費の23%を助成(800千円を上限)						●									吉賀町 税務住民課	0856-77-1113	掲載無し		可	
吉賀町	吉賀町危険ブロック塀等撤去事業費補助金	●			●			・町内の通学路又は避難路沿いに設置されているブロック塀であり、耐震性の無いもの ・高さ0.8m以上のもの ・危険ブロック塀撤去後ブロック塀に代わる新設塀の設置にも補助する	補助対象費用の2/3を助成(200千円を上限)							●								吉賀町 税務住民課	0556-77-1113	掲載無し		要相談	
吉賀町	吉賀町空き家活用集落担い手確保事業(空き家情報バンク登録物件の改修費補助)			●				・住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え又は設備の改善に要する経費であること ・空き家の改修を行う施工業者は、町内に事務所又は事業所を有する法人又は個人であること	①所有者 1/2 500千円上限 ②利用者 1/2 750千円上限								●							吉賀町 企画課	0856-77-1437	https://www.town.yoshika.lg.jp/iu/stay/akivabank/hojokin.html		可	
吉賀町	吉賀町空き家家財等処分推進事業(空き家情報バンク登録物件の家財処分費用を補助)					●		平成25年4月1日以前に吉賀町空き家情報バンク制度へ貴借用として登録された家屋を所有する者	上限100千円														● 吉賀町 企画課	0856-77-1437	https://www.town.yoshika.lg.jp/iu/stay/akivabank/hojokin.html		可		
隠岐の島町	隠岐の島町若者定住集合住宅整備補助金	●						Uターン者及び定着した若者を入居対象として町内に若者定住集合住宅の建設を行う事業	住宅一戸当たり上限額400万円 補助率：1/4			●												地域振興課	08512-2-8570	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html	※R5年度の受付は終了しました。	要相談	
隠岐の島町	隠岐の島町Uターン促進事業補助金			●				自宅等の改修費 対象者：Uターン者：3年以内、1ターン者：5年以内 ・光ファイバー接続工事分 対象者：転入から1年以内のUターン者	基本支援：上限100万円 補助率 2/3 ※夫婦世帯加算25万円 ※子育て世帯加算50万円 ※空家バンク物件加算25万円 ※光ファイバー接続工事分加算請求分の全額を補助			○	●											地域振興課	08512-2-8570	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		条件付可	
隠岐の島町	隠岐の島町産木材を生かした木造住宅づくり支援事業	●	●	●				・町内で新築、増改築、修繕を行う木造住宅 ・隠岐島木材製材業協同組合の証明が必要	基本支援：上限40万円【加算】 子育て世帯+上限40万円			○		●										農林水産課	08512-2-8563	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		可	
隠岐の島町	隠岐の島町木造住宅耐震化等促進事業(耐震診断)			●				・町内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの	診断費の10/10 上限10万円						●									建設課	08512-2-8564	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		要相談	

しまね住宅関連補助・助成事業一覧

・県内で実施する住宅の新増築、改修、解体等に関する補助・助成事業の情報を掲載しています。
 ・事業によっては、予算額に達する等により、すでに受付を終了している場合があります。
 ・詳細については、「**各お問合せ先**」へご連絡ください。

市町村名	事業名	対象工事種別						主な条件	助成金額 (円/単位)	補助メニュー											お問合せ先			備考	他の補助事業等との併用の可否				
		新築	増築	改修	移転	解体	その他			子育て支援	移住・定住	バリアフリー	太陽光環境配慮	木材瓦利用	げけ地対策	耐震対策	空き家対策	その他	担当課	電話番号	ホームページ								
隠岐の島町	隠岐の島町木造住宅耐震化等促進事業(耐震補強計画)			●				・町内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの	対象経費の2/3 上限30万円																建設課	08512-2-8564	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		不可
隠岐の島町	隠岐の島町木造住宅耐震化等促進事業(耐震改修)			●				・町内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの	対象工費の23% 上限90万円																建設課	08512-2-8564	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		不可
隠岐の島町	隠岐の島町木造住宅耐震化等促進事業(解体)					●		・町内に存在する木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの	除却費用の1/3 上限50万円																建設課	08512-2-8564	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		不可
隠岐の島町	隠岐の島町危険空き家除却事業					●		・不良住宅で周辺への影響があるもの ・町職員による不良度判定を受けること	対象工費の4/5 上限150万円																建設課	08512-2-8564	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		不可
隠岐の島町	隠岐の島町老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置要綱						●	隠岐の島町危険空き家等に適正管理に関する条例で危険空き家と認定された家屋の除却	固定資産税(住宅用地特例)の5年間の減免																税務課	08512-2-8574	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		不可
隠岐の島町	隠岐の島町空家再生等推進事業			●	●			町内に存在する空家住宅、空き建築物 地域振興に資する事業に10年間活用すること 耐震工事要件有	対象経費の2/3 補助上限500万円																地域振興課	08512-2-8570	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		要相談
隠岐の島町	隠岐の島町空家改修事業			●	●			町内に存在する木造住宅の改修費 空家バンク登録、トイレ水洗化、耐震工事要件有	対象経費の1/2 上限150万円 (耐震化を伴う場合、 上限250万円)																地域振興課	08512-2-8570	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		要相談
隠岐の島町	隠岐の島町空家クリーニング補助金						●	空家のクリーニング、残置物処分に関する経費 空家バンク登録要件有	限度額20万円 (残置物処分費・ ハウスクリーニング費各10万円) 補助率1/2																地域振興課	08512-2-8570	https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html		要相談
海士町	海士町定住促進住まいづくり補助金	●	●	●				海士町に定住する目的で住宅の新築、購入または改修を行い、5年以上継続して居住する見込みのある者	工費の2/3以内(上限50万円)																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827			不可
海士町	海士町定住促進住まいづくり利子補給補助金	●	●	●				海士町に定住する目的で住宅の新築、購入または改修を行い、5年以上継続して居住する見込みのある者で、金融機関から300万円以上借り受け、売買契約日から1年を経過していない方	申請した前年に支払った利子の1/2以内で年間10万円が上限																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827			不可
海士町	海士町定住推進住宅改修助成事業補助金			●	●			リターン者等が入居することを目的に空き家の改修を実施する事業者へ支援	工費50万円以上で、工費の1/3以内を補助(上限400万円)																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827			不可
海士町	海士町太陽光発電設備導入補助						●	・町内に居住する者 ・電力会社と電灯契約を結んでいる者であること ・町税等の滞納がないこと	【太陽光発電システム】 ・出力1kwあたり4万円 (上限4kw、16万円) 【蓄電池システム】 ・上限17万円(設置経費を上限)																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827		なし	要相談
海士町	海士町薪ストーブ等設置補助金						●	・町内に居住する者 ・現年度の3月31日までに対象機器の設置を完了する者 ・町税等の滞納がないこと	設置費の1/2(上限40万円)																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827		なし	要相談
海士町	海士町太陽熱利用温水器設置費補助金						●	・町内に居住し、対象機器を自宅に設置する者 ・町税等の滞納がないこと	設置費の1/2(上限40万円)																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827		なし	要相談
海士町	海士町木造住宅耐震化促進事業費補助金						●	補助対象者 ・海士町に住民票をおき居住し、対象住宅の所有者で固定資産税の納税義務者で未納がない者。 ・国、地方公共団体または独立行政法人でないもの。 補助対象建築物 ・海士町内に所在する住宅であり、昭和56年5月31日以前に竣工済み、又は建築に着手された木造住宅で、2階以下の一戸建て、併用、長屋、共同住宅であり、過去に補助を受けた歴がないもの。	・耐震診断:上限60千円/1棟 ・補強計画:上限300千円/1棟 ・耐震改修:上限900千円/1棟																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827		なし	要相談
海士町	海士町空き家バンク登録支援事業補助金						●	・町内に空き家を所有する者 ・当該空き家を海士町空き家バンクに登録する者 ・町税等の滞納がないこと	・残置物処分:200千円/1件 ・ハウスクリーニング:120千円/1件																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827		なし	要相談
海士町	海士町不良空家等除却事業補助金					●		・不良空家等の所有者として登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税課税台帳)に記載されている者 ・本人及びその属する世帯全員が、町税等を滞納していない者 ・海士町内にあり、木造であること。 ・1年以上使用されておらず、今後も居住の用に供される見込みがないこと ・一戸建ての住宅又は店舗等併用住宅であること ・敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められること。 ・当該建築物の登記簿に所有者以外の権利(質借を含む)の設定がないこと ※当該権利者から補助対象空家の除却についての同意を得た場合にはその限りはない	次のいずれか低い方の額 ・除却費用の4/5(上限1,200千円) ・国が定める標準除却費×延べ床面積																海士町 里山里海循環特命担当	08514-2-1827		なし	要相談
西ノ島町	西ノ島町住宅用太陽光発電導入支援事業						●	・町内に自らが所有し、居住している家屋(店舗、事務所等との兼用は可) ・町内に自らが所有し、居住するために新築、又は購入する者 ・県や町に対する債務の滞納がない者(税金等)	太陽電池の公称最大出力1.0kWあたり6万円(上限24万円)																西ノ島町 企画財政課	08514-6-0105	http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/news/438		要相談
西ノ島町	西ノ島町木造住宅耐震化事業(耐震診断)			●				・町内に所在する民間の木造の住宅(併用住宅を含む。)であって、階数が2以下のもの ・昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工した住宅	診断費の10/10を助成(100千円を上限)																西ノ島町 観光定住課	08514-6-1257			可
西ノ島町	西ノ島町木造住宅耐震化事業(補強計画)			●				・町内に所在する民間の木造の住宅(併用住宅を含む。)であって、階数が2以下のもの ・昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工した住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅	対象経費の2/3助成(300千円上限)																西ノ島町 観光定住課	08514-6-1257			可

